

平成21年7月3日

内閣府国民生活局
消費者安全法施行令(案)等意見募集担当 御中

在日米国商工会議所



消費者安全法施行令(案)及び消費者安全法施行規則(案)について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年6月5日付で公表された「消費者安全法施行令(案)及び消費者安全法施行規則(案)」に関しまして、下記のとおり意見を提出いたします。

今後のご検討におかれましては、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

消費者安全法施行令(案)第3条では、「消費者事故等」に該当する、消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為が規定されており、虚偽又は誇大な広告・表示、契約の勧誘に際して、又は解除等を妨げるための不実告知、事実不告知等の行為や、法律の規定により取消しができ、又は無効とされる契約の条項(施行規則第3条に列挙)を含む契約の締結等が列挙されている。在日米国商工会議所(ACCJ)は、消費者庁の創設によって消費者利益が増進されることを望んでいるが、「消費者事故等」の取扱いにおいては専門性を確保することが重要であると考えている。例えば、金融商品等を含む多くの商品及びその勧誘・販売プロセスは複雑であるため、完全に理解するためには、規制当局には比較的高度な知識やノウハウが要求される。これらの商品を取扱う事業者を管轄する規制当局(つまり経済産業省、金融庁や独立行政法人製品評価技術基盤機構等)は、すでに消費者の利益と安全を増進させるための膨大な専門知識を積み上げてきている。そのため、「消費者事故等」の取扱いは、これまで専門知識を蓄積してきた政府組織の政策や仕組みを維持、強化される形で実施されるべきである。

以上

Tokyo

Masonic 39 MT Bldg. 10F
2-4-5 Azabudai
Minato-ku, Tokyo 106-0041
Phone: +81 3 3433 5381
Fax: +81 3 3433 8454

Kansai

Dojima Park Bldg. 5F
1-1-8 Dojimahama
Kita-ku, Osaka 530-0004
Phone: +81 6 6345 9880
Fax: +81 6 6345 9890

Chubu

Marunouchi Fukao Bldg. 5F
2-11-24 Marunouchi
Naka-ku, Nagoya 460-0002
Phone: +81 52 229 1525
Fax: +81 52 222 8272